



E-Verify 雇用主の義務と禁止事項

(2009年3月10日改定)

雇用主の義務は...

- 『E-Verify』プログラムを使用して、新規採用者の就労資格を認証する。
- 国籍や市民権に関わらず、すべての新規採用者に対して『E-Verify』による就労資格の認証を行う。
- 新規採用者が、『Form I-9』（新規採用者の就労資格を確認する書面）にすべての必要事項を記入した後に初めて、『E-Verify』による照会を行う。
- 「暫定的非確認通知(TNC)」との回答を得た被用者に対しては、その旨を速やかに通知し被用者と共に内容を確認する。
- 被用者が、米国土安全保障省（DHS）または米社会保障庁(SSA)からの「暫定的非確認通知(TNC)」に異議申し立てを行う場合には、（『E-Verify』が発行する）_紹介状（referral letter）を、かかる被用者に速やかに提供する。
- 「暫定的非確認通知(TNC)」の審議中も、被用者を継続して勤務させる。
- 「暫定的非確認通知(TNC)」に関する更新情報を確認するために、『E-Verify』を毎日確認する。
- 被用者に対する「最終的非確認通知」が誤りであると雇用主が考える場合には、雇用主が『E-Verify』に連絡する。
- 『E-Verify』の参加企業である旨をポスターの掲示により通知する。また、移民関係不正雇用特別審査官事務所(OSC)が発行する非差別通知ポスターも掲示する。
- 被用者が、写真を添付したList B（身分証明書類群）書類を『Form I-9』に必要な書類として提出した場合、それを受諾する。
- 『E-Verify』へのアクセスに使用した被用者の個人情報やパスワードの機密性を保護する。
- 新規採用者の社会保障番号（SSN）が未発行の場合、『E-Verify』による照会を発行されるまで延期する。
- 社会保障番号（SSN）が未発行の新規採用者について、SSNが発行されるまでの期間、かかる採用者の就労を認める。

（『E-VERIFY』の禁止事項については、裏面をご確認ください）

より詳細な情報をご希望の方は、OSC雇用主向けホットライン(1-800-255-8155)にお電話ください：
耳が不自由な方用のタイプ式電話(TDD)の番号は(1-800-237-2515)です。

www.usdoj.gov/crt/osc



E-Verify 雇用主の義務と禁止事項

(2009年3月10日改定)

雇用主の禁止事項は...

- 『E-Verify』プログラムを既存の被用者の就労資格を認証するために使用する
- 新規採用者または既存の被用者について、「米国での就労許可を持ち合わせていないかもしれない」という『疑惑』に基づき『E-Verify』を照会する対象を選択する。もしくは、国籍により『E-Verify』を利用する。
- 雇用が確定する前に応募者のデータを『E-Verify』により照会する。ただし、州政府労働力機関（SWA）は例外とする。
- 「暫定的非確認通知(TNC)」への異議申し立てを行うか否かについて、被用者の判断に影響を与える、または強要する。
- 「暫定的非確認通知(TNC)」への異議申し立てを行う被用者を解雇する、または被用者に不利益な措置（予定していた勤務時間の削減、トレーニングの延期または中止、不当な扱い、長時間労働の強要、劣悪環境での労働の強要、TNC審議期間中の被用者が許可されていない業務の指示など）をとる。これは、雇用主が「最終的非確認通知」を受領するまで禁じられている行為です。
- 雇用主がSSAまたはDHSへの照会を行う際に、これらの機関が発行するプリントアウト、またはその他の書面による就労資格証明書を提出するように被用者に求める。
- 「暫定的非確認通知(TNC)」との回答を得た被用者に対して、就労資格を証明する別の書類を提出するよう求める。
- 『E-Verify』の写真ツールを利用するために、特定の書類を提出するよう要請する。
- 社会保障番号（SSN）が未発行の新規採用者について、発行されるまでの期間、かかる採用者についての情報を『E-Verify』で照会する。

（『E-VERIFY』の禁止事項については、裏面をご確認ください）

より詳細な情報をご希望の方は、OSC雇用主向けホットライン(1-800-255-8155)にお電話ください：
耳が不自由な方用のタイプ式電話(TDD)の番号は(1-800-237-2515)です。

www.usdoj.gov/crt/osc